

## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 双葉会  
(2) 法人所在地 徳島県阿南市見能林町南林 260 番地 3  
(3) 電話番号 0884-22-2913  
(4) 代表者氏名 理事長 坪光 良直  
(5) 設立年月日 昭和 57 年 2 月 16 日

## 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
(平成 29 年 4 月 26 日指定)  
介護保険事業所番号 阿南市指定 第 3690400134 号
- (2) 施設の目的 入居者の家庭復帰を可能にすることを目指して、日々快適で安心の出来る環境と様々な介護サービスを提供し、入居者が心身の状況に応じ、可能な限り自立した日常生活が営めるよう支援する事を目的とします。
- (3) 施設の名称 地域密着型特別養護老人ホーム 双葉の丘
- (4) 施設の所在地 徳島県阿南市見能林町南林 30 番地 1
- (5) 電話番号 0884-23-2882
- (6) 管理者 坪光 良直
- (7) 施設の運営方針
- ・従業員は、入居者の人格を尊重し、生活及び介護の質の向上をモットーに、自立支援を通し真に満足できるサービスを提供します。
  - ・入居者の意見を反映しながら共に施設の運営を行い、地域の社会福祉に貢献する為多くの皆様が交流できる場を提供し、様々な情報をいち早く公開する事により開かれた施設を目指します。
  - ・介護技術、施設整備、職員研修等においてそれぞれの専門性を高め選ばれる施設を目指します。
- (8) 開設年月 平成 29 年 5 月 1 日
- (9) 入居定員 29 人

## 3. 居室の概要

### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室、設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
ユニット型個室(1人部屋)	29 室	洗面所付 (トイレ付 14 室)
食堂	3 室	
浴室	4 室	特殊浴槽・個浴を含む

居室・設備の種類	室数	備考
洗面所	34 箇所	居室外 5 箇所
福祉トイレ	7 箇所	
医務室	1 室	
相談室	1 室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業に設置が義務付けられている施設・設備です。

☆ 居室の変更：入居者・契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。又、入居者の心身の状況等により居室の変更をお願いする場合があります。

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、入居者に対して指定地域密着型介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈 主な職員の配置状況 〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1 名	1 名
2. 介護職員	10 名以上	10 名
3. 生活相談員	1 名	1 名
4. 看護職員	1 名以上	1 名
5. 機能訓練指導員 ※兼務可	1 名	1 名
6. 介護支援専門員 ※兼務可	1 名	1 名
7. 医師	必要数	必要数
8. 栄養士	1 名	1 名

※ 常勤換算・・・職員それぞれの週あたりの勤務時間総数を、当施設における常勤職員の所定労働勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、  
1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

※ 介護支援専門員（兼務可）・・・生活相談員が、介護支援専門員を兼務（常勤換算可）する場合があります。

## 〈 主な職種の勤務体制 〉

職 種	勤務形態	勤務時間	職 種	勤務形態	勤務時間
医 師		毎週 1 回：火曜日 14：30～15：30	管 理 者 事 務 員 生活相談員 介護支援専門員	早 出	8：00～17：00
		隔週：土曜日 14：00～15：00		日 勤	8：30～17：30
介護職員	早出①	6：00～15：00	管理栄養士 調 理 員	遅 出	9：00～18：00
	早出②	7：00～16：00		早出①	6：30～15：30
	早出③	7：30～16：30		早 出	7：00～16：00
	早出④	6：30～15：30		日勤①	8：30～17：30
	日 勤	8：30～17：30		日勤②	9：00～18：00
	遅出①	10：00～19：00		遅 出	10：00～19：00
	遅出②	11：00～20：00			
	遅出③	12：00～21：00			
	遅出④	10：30～19：30			
	夜 勤	17：00～9：00			
看護職員	早 出	8：00～17：00			
	日 勤	8：30～17：30			
	遅 出	9：00～18：00			

その他、入居者の状況に対応した勤務時間を設定します。

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、入居者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用料金が介護保険から給付される場合</li> <li>(2) 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合</li> </ul> |
|--|

があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、通常7割～9割が介護保険から給付されます。

#### 〈サービスの概要〉

##### ① 食事等の介護サービス

- ・当施設では、管理栄養士の作成する献立により、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・入居者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとって頂くことを原則としていますが、食堂で食事を摂ることができない入居者にあたっては、居室に配膳し必要な食事補助を行います。また食事の提供にあたっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供致します。

(概ねの食事時間)

朝食… 8:00～9:00

昼食…12:00～13:00

夕食…17:45～18:45

## ② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・重症度の高い入居者の方は、特殊浴槽を使用して入浴することができます。

## ③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、トイレ誘導や入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

## ④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員及び介護、看護職員により入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、又は、その減退を防止するための訓練を実施します。

## ⑤ 健康管理

- ・医師（嘱託医）や看護職員が、健康管理を行います。
- ・関係職種が連携し、褥瘡予防及び感染症・食中毒の予防対策を行います。

## ⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

## ⑦ 看取り介護

- ・入居者が人生の最期を迎える段階にあっても、ご本人の意見や意向に基づき、住み慣れた環境で安らかな時を過ごせるよう支援致します。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が入居者・契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

### ①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

入居者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額（1日あたり）のご負担となります。

### ②居住に要する費用（光熱水費及び室料）

施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、ご負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費（滞在費）の金額（1日あたり）のご負担となります。

※外泊・入院等で居室を確保しておく場合にも料金が発生します。第1～3段階の方は、6日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目からは別途料金が発生します。

項 目	個 室 (ユニット型)	
	第 1 ～ 3 段階	第 4 段階
6 日目以内	認定証の記載額	2,066 円
7 日目以降	2,066 円	2,066 円

### ③特別な食事（お酒は提供不可です。）

(2) ①以外に、利用者の希望に基づいて特別な食事を提供した場合には、要した費用の実費を頂きます。

### ④理容・美容

定期的に理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

( 利用料金：実費をいただきます。 )

### ⑤レクリエーション、行事、サークル活動

入居者の希望により、レクリエーション・行事やサークル活動に参加していただくことができます。( 材料代等の実費をいただきます。 )

### ⑥複写物の交付

入居者・契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。( 一枚につき 10 円 )

### ⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等入居者の日常生活に要する費用で、入居者・契約者にご負担いただくことが適当であるもの(衣類、嗜好品等)にかかる費用をご負担いただきます。

※おむつ代は、介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

### ⑧契約書第 20 条に定める所定の料金

入居者及び契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料 金	10,008 円	10,698 円	11,428 円	12,138 円	12,818 円

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、入居者及び契約者に対して当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、当事業所より事前にご説明致します。

### <サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第 6 条参照）

下記の料金表によって、入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費及び居住費合計金額をお支払い下さい。

(サービスの利用料金は、入居者の介護保険負担割合証(1割負担・2割負担・3割負担)や要介護度及び被保険者の所得区分に応じて異なります。)

1. ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費 基本部分（1日につき）

※介護保険負担割合証（1割負担の場合）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.入居者の要介護度とサービス利用料金	(682単位) 6,820円	(753単位) 7,530円	(828単位) 8,280円	(901単位) 9,010円	(971単位) 9,710円
2.うち、介護保険から給付される金額	6,138円	6,777円	7,452円	8,109円	8,739円
3.サービス利用に係る自己負担額（1-2）	682円	753円	828円	901円	971円

※介護保険負担割合証（2割負担の場合）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.入居者の要介護度とサービス利用料金	(682単位) 6,820円	(753単位) 7,530円	(828単位) 8,280円	(901単位) 9,010円	(971単位) 9,710円
2.うち、介護保険から給付される金額	5,456円	6,024円	6,624円	7,208円	7,768円
3.サービス利用に係る自己負担額（1-2）	1,364円	1,506円	1,656円	1,802円	1,942円

※介護保険負担割合証（3割負担の場合）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.入居者の要介護度とサービス利用料金	(682単位) 6,820円	(753単位) 7,530円	(828単位) 8,280円	(901単位) 9,010円	(971単位) 9,710円
2.うち、介護保険から給付される金額	4,774円	5,271円	5,796円	6,307円	6,797円
3.サービス利用に係る自己負担額（1-2）	2,046円	2,259円	2,484円	2,703円	2,913円

2. ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費 加算部分

加算名	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合	加算条件	備考
夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	46円/日	92円/日	138円/日	夜勤を行う職員の数が、基準を上回って配置している場合	
看護体制加算（Ⅰ）イ	12円/日	24円/日	36円/日	常勤の看護師を1名配置している場合	
看護体制加算（Ⅱ）イ	23円/日	46円/日	69円/日	基準を上回る看護職員の配置をしており、看護職員と24時間の連絡体制を確保している場合	
日常生活継続支援加算	46円/日	92円/日	138円/日	新規入居者における重度者や認知症の方の割合が高く、介護福祉士の資格を保有する職員が、基準以上配置されている場合	

安全対策 体制加算	20 円/回 (入居時)	40 円/回 (入居時)	60 円/回 (入居時)	運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられ、外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。	対象者のみ
認知症専門 ケア加算(Ⅰ)	3 円/日	6 円/日	9 円/日	認知症ケアに関する専門研修を終了した職員を基準以上配置し、認知症ケア推進のための体制を整えている場合 入居者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅢ以上が2分の1以上であること	
認知症チーム ケア推進加算(Ⅱ)	120 円/月	240 円/月	360 円/月	認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。	
栄養マネジメント 強化加算	11 円/日	22 円/日	33 円/日	常勤の管理栄養士を1名以上配置し、低栄養状態のリスクが高い入居者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い食事の観察を週3回以上行い、栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。低栄養状態のリスクが低い入居者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること。入居者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該その情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用していること	
再入居時 栄養連携加算	200 円/回	400 円/回	600 円/回	入居者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入居時とは大きくことなる栄養管理が必要となり、管理栄養士間での連携を行った場合に算定	対象者のみ
協力医療機関 連携加算	100 円/月	200 円/月	300 円/月	協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て、当該入居者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること	
科学的介護推進 体制加算(Ⅰ)	40 円/月	80 円/月	120 円/月	入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状態その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること	
科学的介護推進 体制加算(Ⅱ)	50 円/月	100 円/月	150 円/月	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)の基準に加え疾病の状況を厚生労働省に提出していること	
生産性向上推進 体制加算(Ⅱ)	10 円/月	20 円/月	30 円/月	入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じたうえで生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。	

自立支援促進加算	280 円/月	560 円/月	840 円/月	医師が入居者ごとに自立支援のために特に必要な医学的評価を入居時に行うとともに、少なくとも6月に1回医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること。 医学的評価の結果、特に自立支援のための体操が必要であるとされた者毎に、多職種が共同して自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。(評価に基づき3月1回計画を見直すこと) 医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他の自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	
ADL維持等加算(I)	30 円/月	60 円/月	90 円/月	利用者等(当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。 利用者全員について評価対象利用期間の初月と当該月の翌月から起算し6月目においてADL評価し、その評価に基づく値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定値を提出していること。 評価対象利用開始月に測定したADLを控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値の平均値が1以上であること。	
ADL維持等加算(II)	60 円/月	120円/月	180 円/月	ADL維持等加算(I)の要件を満たし、かつ評価対象利用開始月に測定したADLを控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値の平均値が2以上であること。	
処遇改善加算(I)	所定単位に14.0%を乗じた単位数			基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合	

※上記2の加算については、加算条件を事業所が満たした場合のみの算定となります。  
(ご利用中に加算内容の変更をすることがあります。)

### 3. ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費 加算部分

加算名	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合	加算条件	備考
初期加算	30 円/日	60 円/日	90 円/日	入居した日から30日以内の期間(30日を越える病院等への入院後に再入居した場合も同様)	対象者のみ
排せつ支援加算(I)	10 円/月	20 円/月	30 円/月	排せつに介護を要する入居者等ごとに要介護状態の軽減の見込みについて医師又は医師と連携した看護師が施設入居時等に評価するとともに、少なくとも6月に1回評価を行い、その評価結果を厚生労働省に提出すること 排泄に介護を要する入居者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援を継続して実施していること。(評価に基づき3月1回計画を見直すこと) (※排せつ支援加算(I)~(III)の併算不可)	対象者のみ
排せつ支援加算(II)	15 円/月	30 円/月	45 円/月	排せつ支援加算(I)の基準を満たし、入居者が施設入居時と比較して、排尿、排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること。 (※排せつ支援加算(I)~(III)の併算不可)	対象者のみ

排せつ支援加算 (Ⅲ)	20 円/月	40 円/月	60 円/月	排せつ支援加算(Ⅰ)の基準を満たし、入居者が施設入居時と比較して、排尿、排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないかつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。 (※排せつ支援加算(Ⅰ)～(Ⅲ)の併算不可)	対象者のみ
褥瘡マネジメント 加算(Ⅰ)	3 円/月	6 円/月	9 円/月	入居者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入居時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施にあたっての当該情報等を活用していること。 評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者ごとに、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援を継続し、その管理の内容や状態について定期的に記録していること。(評価に基づき3月に1回計画を見直すこと) (※褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)～(Ⅱ)の併算不可)	対象者のみ
褥瘡マネジメント 加算(Ⅱ)	13 円/月	26 円/月	39 円/月	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の基準を満たし、施設入居時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者等について、褥瘡の発生がないこと (※褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)～(Ⅱ)の併算不可)	対象者のみ
外泊時費用	246 円/日	492 円/日	738 円/日	入院及び外泊の場合、ひと月に6日を限度として基本部分に代えて算定	対象者のみ
退所前訪問相談 援助加算	460 円/回	920 円/回	1,380 円 /日	退居に先立って、介護支援専門員、生活相談員等が居宅を訪問し入居者・家族等に退院後のサービス利用について相談援助を行った場合(入居後早期に相談援助を行った場合は2回)を限度として算定	対象者のみ
退所後訪問相談 援助加算	460 円/回	920 円/回	1,380 円 /日	退居後30日以内に居宅を訪問し、入居者・家族等に相談援助を行った場合、退居後1回を限度として算定	対象者のみ
退所時相談 援助加算	400 円/回	800 円/回	1,200 円 /日	入居者及びその家族に対して退居後の相談援助を行い、かつ市町村及び居宅介護支援センターに対して、必要な情報を提供した場合、1回を限度として算定	対象者のみ
退所前連携加算	500 円/回	1,000 円 /回	1,500 円 /回	居宅介護支援事業所と退居前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	対象者のみ
看取り介護 加算(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した場合。</li> <li>・医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同した入居者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している場合(その家族等が説明を受けた上で、同意している場合を含む)。</li> <li>・看取りに関する指針に基づき、入居者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入居者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている場合(その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている場合)。</li> </ul>				
	72 円/日	144 円/日	216 円/日	死亡日の45日前から31日前	対象者のみ

	144 円/日	288 円/日	432 円/日	死亡日の 30 日前から 4 日前	対象者のみ
	680 円/日	1,360 円 /日	2,040 円/日	死亡日の前々日、前日	対象者のみ
	1,280 円/ 日	2,560 円 /日	3,840 円 /日	死亡日	対象者のみ

#### 4. 食費自己負担額（介護保険外 日額）

基準額 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
1445 円	1360 円	650 円	390 円	300 円

#### 5. 居住費自己負担額（介護保険外 日額）

区分	基準額 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第3段階	第2段階	第1段階
個室 (ユニット型)	2,066 円	1,370 円	880 円	880 円

※入居者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払い頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、入居者側が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入居者の負担額を変更します。

※居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

#### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 27 日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 窓口での現金支払い

イ. 銀行振込・・・(手数料は、入居者、ご契約者負担)

阿南信用金庫 見能林駅前支店 普通 0341356

社会福祉法人 双葉会

地域密着型特別養護老人ホーム双葉の丘

理事長 坪光 良直

#### (4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者、契約者の希望により、下記協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務付けるものでもありません。

##### ① 嘱託医

医療機関の名称	原田医院
所在地	阿南市桑野町岡元 5-1 (TEL) 0884-26-0101
診療科	内科、外科、循環器科

##### ② 協力医療機関

医療機関 1 名称	阿南医療センター
所在地	阿南市宝田町川原 6 番地 1 (TEL) 0884-28-7777
診療科	内科、小児科、外科・肛門科、整形外科、リハビリテーション科、皮膚科・形成外科、リウマチ科、乳腺外科、脳神経外科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科、緩和ケア内科、
医療機関 2 名称	原田病院
所在地	阿南市富岡町あ石 14-1 (TEL) 0884-22-0990
診療科	内科、小児科、外科、整形外科、リハビリテーション科、皮膚科

##### ③ 協力歯科医院

医療機関 1 名称	吉田歯科医院
所在地	阿南市津乃峰町東分 68 (TEL) 0884-27-0154
医療機関 2 名称	岩浅歯科医院
所在地	阿南市日開野町西居内 426-2 (TEL) 0884-23-1885

#### 6. サービス提供における事業者の義務（契約書第 8 条、第 9 条参照）

当施設は、入居者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 入居者に褥瘡が発生しないよう適切な介護に努めます。
- ③ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、感染症・食中毒の予防及び蔓延の防止に努

めます。また、発生した場合は、医療機関や保健所、市町村の関係機関と連携し、感染拡大の防止、報告等、必要な措置を講じます。

- ④ 入居者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、契約者から聴取、確認します。
- ⑤ 入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、例外的にご契約者又は他の利用者の生命、身体を保護するため緊急やむを得ず実施する場合は、家族の同意を得るとともに、記録を作成するなど、適正な手続きにより一時的に身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ⑦ 入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日 30 日前までに、要介護認定更新の申請のために必要な援助を行います。又、市町村の委託による、契約者に対する要介護認定調査の業務を行います。
- ⑧ 事業者は、サービス提供時において、入居者の身体に急変その他緊急に処すべき事態・事故が発生した場合は、速やかに医師又は看護職員と連携し、適切な医療処置を行うとともに、契約者及び管理者・市町村への報告等必要な措置を講じます。また、事故の場合改善策を定めてサービス従事者等に周知徹底し、再発防止に努めます。
- ⑨ 入居者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑩ 事業者及びサービス従事者又は従業員であった者は、業務上知り得た入居者又は家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません（守秘義務）。  
ただし、より良い介護サービスを提供する為サービス担当者会議等で入居者又は契約者・家族等の情報を用いる事がある他、入居者に緊急な医療上の必要性がある場合や看取り介護の際には、医療機関等に入居者の心身等の情報を提供します。又、入居者の円滑な退居の為の援助を行う際にはあらかじめ文書にてご契約者の同意を得ます。

## 7. 損害賠償について（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当施設において、事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

なお、下記の損害賠償保険及び自動車保険に加入しています。

損害賠償責任保険	保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
	保 険 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
自動車保険	保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
	保 険 名	一般自動車保険

## 8. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）（契約書第14条参照）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退居していただくことになります。

- ① 要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 要介護認定において、要介護1又は2と判定されたもので、特例入居の要件に該当しないと認められた場合
- ③ 事業者が解散、破産した場合、又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により入居者に対するサービス提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑥ 契約者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### （1）契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第15条、第16条参照）

契約の有効期間であっても、入居者・契約者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約、解除し、施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 入居者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める地域密着型介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が入居者の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### （2）事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書第17条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ① 契約者が、契約締結時に入居者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 入居者・契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 入居者が、故意又は重大な過失により、事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 入居者が、連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もし

くは入院した場合

- ⑤ 入居者が、介護老人保健施設に入居、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

### **(3) 入居者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 19 条参照）**

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

#### **① 検査入院等、6 日間以内の短期入院の場合**

6 日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院期間中でも入院した日の翌日から 6 日以内は所定の利用料金をご負担いただきます。

1 日あたり 246 円（外泊時費用）

#### **② 7 日間以上 3 ヶ月以内の入院の場合**

3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。

#### **③ 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合**

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。但し、契約書第 17 条四に該当し入院時に予定された退院日より早く退院した場合には、当施設の受入準備が整っていないため、契約書第 18 条に伴う援助を行うものとします。

#### **④ 居住費について**

入居者が入院期間中において、居室が入居者のために確保されている場合は、所定の居住費をご負担いただきます。（特定入居者介護サービス費対象者の補足給付は 6 日間のみで、7 日目以降は基準費用額の全額となります）。

※入院期間中も引き続き当該居室の居住費をご負担いただくこととなります。入院費用と居住費の両方をご負担いただくこととなりますので、入院期間に関わらず、契約の解除を希望される場合においても、契約解除後の支援、再入居についてのご相談をお受けいたします。

### **(4) 円滑な退居のための援助（契約書第 18 条参照）**

入居者が当施設を退居する場合には、契約者及び入居者の希望により、事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介</li><li>② 居宅介護支援事業者の紹介</li><li>③ その他保健医療サービス又はサービスの提供者の紹介</li></ul> |
|--|

## **9. 身元引受人（契約書第 21 条参照）**

契約者は、契約時に入居者の残置物や利用料金等の滞納があった場合に備え、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人として身元引受人を定めて頂きます。

当施設は、「身元引受人」に連絡のうえ、残置物等を引き取って頂きます。また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※ 契約者は身元引受人を兼ねることができるものとします。

※ 入居者のおかれている環境において、入居契約締結時に残置物引取人が定められていない場合であっても、入居契約を締結することは可能です。

## 10. 事故発生時の対応について（契約書第23条参照）

(1) 当施設では、サービスの提供により事故が発生した場合は、すみやかに市町村、契約者又は利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じさせていただきます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録することと致します。

(2) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものと致します。

## 11. 個人情報の取り扱い

### (1) 利用目的

当施設では、入居者・契約者から提供された入居者および契約者・身元引受人・ご家族等に関する個人情報を、下記の目的以外に使用致しません。

- ① 入居者に提供する介護サービス等
- ② 介護保険事務
- ③ 入居者のために行う管理運営業務（入退居等の管理、会計、事故報告、介護・医療サービスの向上等）
- ④ 施設のために行う管理運営業務（介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料の作成、施設等において行われる学生等の実習への協力、職員の教育のために行う事例研究等）

### (2) 第三者への提供

当施設では、下記の利用目的のために入居者および契約者・身元引受人・ご家族等の個人情報を第三者に提供することがあります。

- ① 介護保険事務などの施設業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合
- ② 他の介護事業所等との連携（サービス担当者会議等）及び連絡調整が必要な場合
- ③ 入居者の受診等にあたり、外部の医師の意見・助言を求めため会議記録やケアプラン等を提供する場合
- ④ 契約者・身元引受人・家族等への心身状態や生活状況の説明
- ⑤ 研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- ⑥ 介護保険申請等に係る手続き
- ⑦ 損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑧ 保険者等、行政機関や他の関係機関からの照会への回答
- ⑨ 外部監査機関、評価機関等への情報提供
- ⑩ 介護保険審査支払機関へのレセプト請求及び介護保険審査支払機関からの照会への回答

### (3) 入居者に関するお問い合わせへの対応

当施設では、入居者に関する来園やお電話でのお問い合わせに対し、慎重に対応させていただきます。

ており、入居者のプライバシーに関わる個人情報につきましては（２）の場合を除き外部に対し情報提供致しませんが、入居者が施設を利用されているかどうかについてのみ、お問い合わせに対して情報提供させていただきます。お問い合わせに対し回答して欲しくない方のご指定や、情報提供範囲についてのご希望がおありの場合は遠慮無くお申し出下さい。

（４）施設内での写真の掲示及び施設報等でのお名前、写真の掲示

当施設では、外出や行事等の楽しい思い出を、参加された入居者に楽しんで頂くため、できるだけたくさん掲示するようにしております。また入居者の契約者・身元引受人・家族、施設外の方々に施設への理解を深め、施設での様子を知っていただくため、施設報にお名前やお写真を掲載することがあります。

施設内での写真の掲示、施設報等へのお名前・お写真の掲載について希望されない場合は遠慮無くお申し出下さい。

## 12. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

### （１）当施設における苦情の受け

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受け窓口           〈職名〉 生活相談員     高崎 直子
- 苦情解決責任者       〈職名〉 管理者           坪光 良直
- 受付時間及び電話番号〈受付時間〉 9：00～17：00   〈TEL〉 0884-23-2882

※ 受付時間意外及び担当者不在の場合でも常時対応できる体制になっています。また、苦情受けボックスを、1・2階エレベーター前に設置しておりますのでご利用下さい。

### （２）第三者委員

- 〈氏名〉 粟飯原 豊弘           (TEL) 0884-23-2426
- 〈氏名〉 幸泉 道子           (TEL) 0884-22-1087

### （３）行政機関その他苦情受け機関

阿南市 介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	徳島県阿南市富岡町トノ町12-3 0884-22-1793 9：00～17：00
徳島県 国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	徳島県川内町平石若松78-1 088-666-0117 9：00～17：00
徳島県社会福祉協議会 (徳島県運営適正化委員会)	所在地 電話番号 受付時間	徳島県徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター3階 088-611-9988 9：00～17：00

## 13. サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点からの評価は実施しておりません。

令和 年 月 日

指定福祉施設サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 住所 徳島県阿南市見能林町南林30番地1  
事業者名 社会福祉法人 双葉会  
地域密着型特別養護老人ホーム 双葉の丘  
代表者氏名 管理者 坪 光 良 直 印

説明者職名..... 氏名..... 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、より良い介護サービス実施のため、サービス担当者会議等で入居者・契約者並びに身元保証人・家族等の情報を用いる他、入院や看取り介護、退居等に際して、医療機関、居宅介護支援事業者への情報の提供を含め、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所.....  
氏名..... 印

契約者 住所.....  
氏名..... 印

利用者との関係.....

身元引受人 住所.....  
氏名..... 印

利用者との関係.....

※契約者が身元引受人を兼ねる場合は、身元引受人欄に「同上」と記載

## 〈重要事項説明書付属文書〉

### 1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨構造 地上2階建て

(2) 建物の延べ床面積 1, 737. 45 m<sup>2</sup>

#### (3) 施設の周辺環境

阿南市室戸国定公園と北の脇海水浴場の一段高い丘に位置して、青い海、白い砂浜、広い松林に潮騒と小鳥のさえずりを聞くことができる場所に位置します。

見能林駅、国道55号線からも近く、民家にも隣地しています。

### 2. 職員の配置状況

#### 〈配置職員の職種〉

**介護職員**……………入居者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談、助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

**生活相談員**……………入居者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。  
(介護支援専門員と兼務する場合があります。)

**看護職員**……………主に入居者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助及び機能訓練も行います。

**機能訓練指導員**…入居者の機能訓練を担当します。

**介護支援専門員**…入居者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。  
1名を配置しています。(生活相談員と兼務する場合があります。)

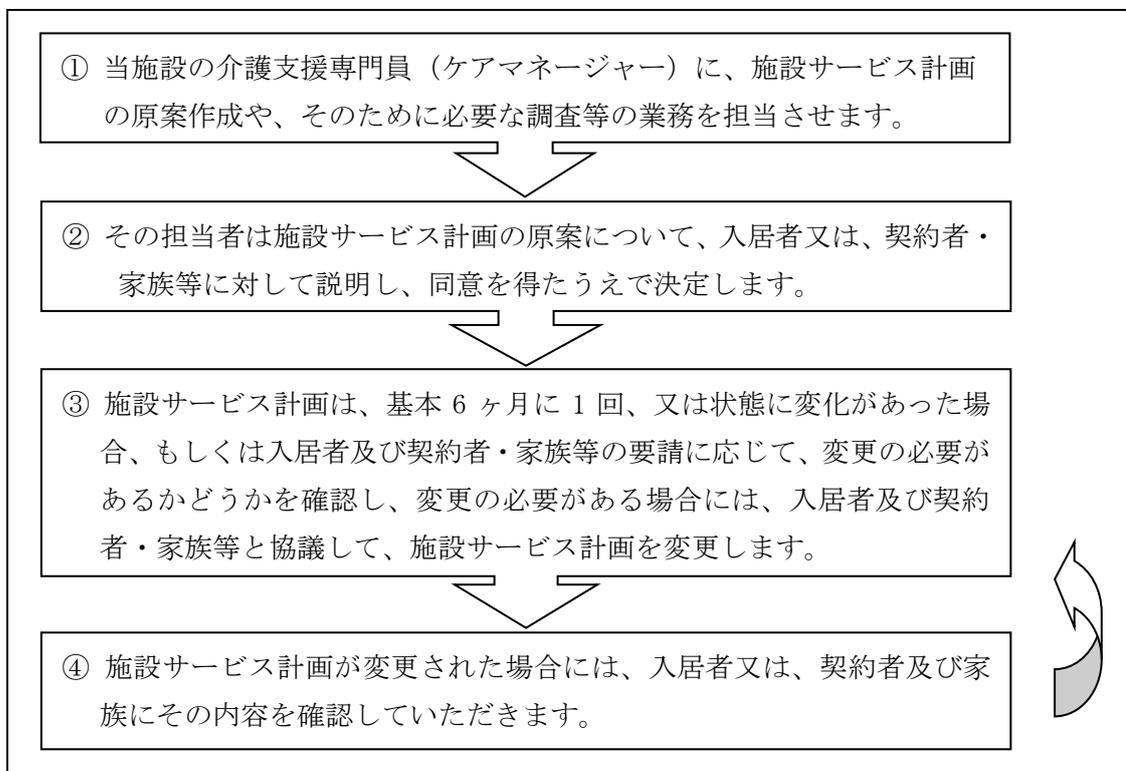
**(管理)栄養士**…入居者に対して食事に関する栄養管理を行います。  
1名以上の(管理)栄養士を配置しています。

**医師(嘱託)**…ご契約者に対して健康上の管理及び療養上の指導等を行います。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

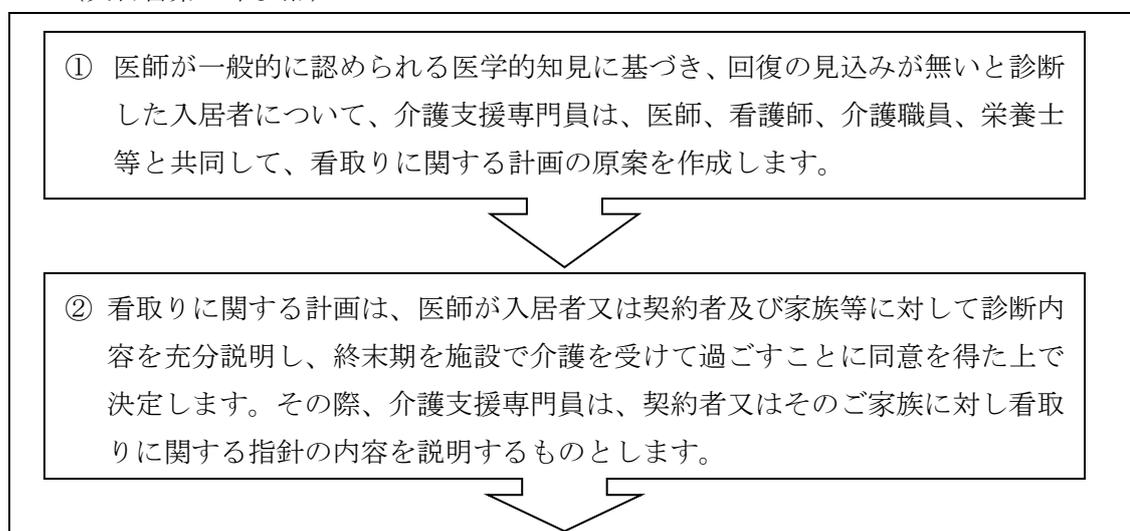
#### (1) 施設サービス計画（ケアプラン）

入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）

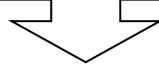


#### (2) 看取りに関する計画

ご契約者に対する具体的な看取りに関する計画の内容については、医師が一般的に認められる医学的知見に基づき、回復の見込みが無いと診断したご契約者について、「看取りに関する計画」に定めます。「看取りに関する計画」の作成及びその変更にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努め次の通り行います。（契約書第3条参照）



③ 看取りに関する計画については、介護支援専門員、医師、看護師、介護職員等が共同して、開始時及び週に1度以上、定期的に契約者又はご家族に対して説明し、同意を得ながら実施します。



④ ご契約者又はそのご家族が医療機関への入院等に希望を変更した場合も、介護支援専門員等は入院等に向け速やかに対応し、医療機関への情報提供等を含め継続して支援を行います。

### 1. 看取り介護とは、

看取り介護とは、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断し、かつ医療機関での対応が薄いと判断した対象者に対して、看取り介護に関する計画を作成し、終末期を施設で過ごすことに同意を得て実施されるものとなります。

### 2. 施設における医療体制（連絡体制）

- ・施設には、常勤医師の配置はなく、嘱託医師となります（週2回の往診）。嘱託医師とは24時間連絡をとれる体制を確保していますが、外来診察や往診等ですぐに施設へ来ることができない場合もあります。
- ・基準を満たす看護職員の配置をとっていますが、夜間は看護職員が不在となります。緊急時の対応については、看護職員と24時間連絡できる体制（オンコール体制）を確保しています。
- ・施設で行える医療は、健康管理と一時的な処置となります。治療や疼痛管理、人工的水分・栄養補給法等を希望される場合は、医療機関への入院を選択することもできます。

### 3. 看取り介護への意思確認及び同意

- ・利用者又はご家族の意思が確認できる場合に行います（文書及び記録、法的な文書、日常会話などが記録されていること）。
- ・利用者の意思確認が特になく、身寄りなどがない方の場合は、医師、施設関係者、第三者などを含めた検討を重ねて、施設で最期を迎えることがその人にとって良いと判断された場合に行います。
- ・利用者及びご家族へ、看取り介護についての十分な説明と話し合いを行います。その上で、施設での看取り介護を選択される場合は、看取り介護同意書に記名・捺印をいただきます。

#### 4. 看取り介護の方法

- ・看取り介護の実施にあたり、利用者及びご家族の意思を踏まえ、多職種（医師・看護職員・介護職員・栄養士・介護支援専門員・生活相談員等）が共同して、看取り介護計画を作成します。なおこの計画は利用者又はご家族へ十分な説明をし、同意を得るものとします。
- ・看取り介護は、看取り介護計画に基づいて実施致します。
- ・看取り介護計画は、利用者の状態の変化に伴い適宜見直しを行います。その際には利用者及びご家族の意思や意向の確認を行うと共に、カンファレンス等を通して、多職種間での情報共有を図っていきます。
- ・看取り介護の経過に関しての説明は、記録等を用いて、利用者又はご家族へ継続的に行っていきます。
- ・利用者だけでなく、ご家族の気持ちの配慮にも努めていきます。
- ・看取り介護を行っている間に、予測されていない状態の急変（高熱、激痛、吐血など）が起き、救急対応が必要な状態になった場合は、緊急に医療機関に搬送する場合があります。

#### 5. 緊急時の連絡方法について

- ・緊急時対応マニュアルに基づいて、連絡・対応致します。

#### 6. 看取りに関する研修体制

- ・適切な看取りが実施できるよう、看取りに関する研修を年1回実施しています。
- ・看取り介護実施後のカンファレンスを行い、看取り介護の経過の振り返りを行うと共に職員自身が得られた経験を今後の取り組みに活かせるよう努めています。

## 4. サービスの利用に関する（施設利用の）留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保する為、下記の事項をお守り下さい。

### （1）持ち込みの制限

入居にあたり、入居者がその場で食べられる分の食べ物、職員が依頼した物品以外は、原則として持ち込むことはできません。

### （2）面会

面会時間 9：00～16：00

☆ 来訪者は、必ずその都度面会カードに記入してください。

### （3）外出・外泊（契約書第21条参照）

外出・外泊される場合は、事前にお申し出下さい。

なお、入居者が外泊の場合は、所定の外泊時費用をご負担頂きます。又、入居者が外泊・入院等期間中において、居室が確保されている場合は、所定の居住費をご負担い

たきます。(特定入居者介護サービス費の対象者については、介護保険からの補足給付は6日間のみとなります。)

**(4) 食事**

食事が不要な場合は、事前にお申し出下さい。

**(5) 施設設備の使用上の注意 (契約書第9条参照)**

- ① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復して頂くか、又は相当の代価をお支払い頂く場合があります。
- ③ 入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ④ 当施設の他の入居者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

**(6) 喫煙**

施設内での喫煙はできません。